

造林事業請負契約書 案

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請負 予定 単価	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
森林環境整備事業（名越山国有林外）	保育間伐（活用型）	81.82ha	5,392 m ³		請負金額 円也 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円也）	名越山国有林 1668 林班い 1 小班外 31	指定山元 土場
	保護伐	4.39ha	446 m ³				
	検知		(5,838 m ³)				
	植付	(4.39ha)					
	計	73.37ha	5,838 m ³				

(注) () の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

2 事業期間

自 契約締結日の翌日
至 令和9年1月29日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	月 1 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

5 特約事項

別紙5、6のとおり

6 技術提案事項の履行確保

別紙4のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月19日に交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 岩手県八幡平市荒屋新町41-8

分任支出負担行為担当官

岩手北部森林管理署長 庄司 卓矢 印

請負者 住所

氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負事業内訳書

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量 (m3)	備考
1668 い1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	176	
1668 い7		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	202	
1668 ほ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	243	
1668 ほ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	244	
1668 ほ3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	159	
1668 ほ4		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	227	
1668 ほ5		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	174	
1668 る1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	220	
1668 る2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	33	
1669 ろ3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	50	
1669 ろ4		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	54	
1670 は2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	183	
1670 は6		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	94	
1670 は7		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	374	
1670 に1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	175	
1670 に2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	52	
1672 に1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	158	
1672 に2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	288	
1673 ほ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	607	
1673 と2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	660	
1674 に1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	62	

請負事業内訳書

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量 (m3)	備考
1674 に2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	37	
1674 ほ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	31	
1674 ほ3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	59	
1674 ほ4		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	128	
1674 ほ5		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	166	
1674 ほ6		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	114	
1774 い		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	173	
1774 ろ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	248	
1774 ろ4		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	125	
1774 に		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	225	
1774 へ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	97	
計				5,838	

別紙2

検知業務請負作業内訳書

単位：m³

物件番号	材種	作業工程	予定数量	備考
3号	素材	(1)の業務	1,832 m ³	
		(2)の業務	403 m ³	
		(5)の業務	3,603 m ³	
		計	5,838 m ³	

注1 各物件の内訳数量を、検知業務請負契約の作業内容毎に基づき記載すること。

検知業務請負（作業内容）

- (1)の業務 素材の長級・径級を測定、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (2)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行い、指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。
- (3)の業務 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示を行う作業、トラック運材の積み込み本数を確認し送状に記載・交付する作業、及び最終貯木土場において指定野帳に記入し、巻立標示板の貼り付け、
- (4)の作業 素材の長級・径級を測定、品等格付け、木口表示、材積計算を行い、送状（概算引渡物件明細書）を交付し、スプレーの塗布を行う作業。
- (5)の作業 低質材及び低評価一般材の層積検知（縦、横、高さを測る）を行い指定野帳に記載し、巻立標示板の貼り付け、スプレーの塗布を行う作業。

事業内訳書（造林事業）

事業名 森林環境保全整備事業（名越山国有林外）

記入 番号	作業種	作業手段	林小班	数 (本 量 数)	単位	事業期間	担当区	備 考 材 料 品 等
	植付(無地拵)		1672 に1	1.90 4,600	ha 本	令和8年11月30日まで	小鳥谷	カラコン 150cc 2,400本/ha
	植付(無地拵)		1672 に2	2.49 6,000	ha 本	令和8年11月30日まで	小鳥谷	カラコン 150cc 2,400本/ha
	計			4.39 10,600	ha 本			

(様式3)

造林及び素材生産関係
別紙4

技術提案事項の履行確保

請負者は、令和 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項目	評価	内容
事業計画の工程管理		事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わる提案		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案
一貫作業における効率化の工夫		造林経費削減の提案
		造林作業の省力・省略化の提案
		確実な更新と保育経費削減の提案

(注) 評価された項目について (○印) を記載

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条により対応する。

別紙6

特記仕様書

- 1 特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
- 2 林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する時の支障とならないようにすること。
- 3 本事業地は、国有林材（製品）の安定供給システム販売における直送システムの対象となる可能性がある物件である。安定供給システム販売の公募において直送システムに係る企画提案があり、協定締結に至った場合には、製品生産事業請負標準仕様書第34条第2項に基づき、封印の実施を委任する。また、山元土場での巻立経費および検知数量を直送システムに対応した内容に変更し、その実施に当たっては変更契約を締結するものとする。
※直送システムとは、山元土場における検知を行わず、安定供給システム協定者が山元土場から自ら運搬し、原木選別機等により計測された本数および材積を採用する方法をいう。